

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)～(67)略 <u>(68) 情報公開・個人情報保護審査会委員</u> <u>(69) 略</u> <u>(70) 略</u>			第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)～(67)略 <u>(68) 略</u> <u>(69) 略</u>		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
職名		報酬額	職名		報酬額
略		略	略		略
介護保険 苦情相談 調整会議	会長	日額 <u>25,500</u> 円	介護保険 苦情相談 調整会議	会長	日額 <u>25,000</u> 円
	学識経験者	日額 <u>21,700</u> 円		学識経験者	日額 <u>21,000</u> 円
	略	略		略	略
略		略	略		略
情報公開・個人情報保護 運営審議会	会長	日額 <u>25,500</u> 円	情報公開・個人情報保護 運営審議会	会長	日額 <u>25,000</u> 円
	学識経験者	日額 <u>21,700</u> 円		学識経験者	日額 <u>21,000</u> 円
	その他委員	日額 <u>10,000</u> 円		その他委員	日額 <u>11,000</u> 円
略		略	略		略
行政不服 審査会	会長	日額 <u>25,500</u> 円	行政不服 審査会	会長	日額 <u>25,000</u> 円
	学識経験者	日額 <u>21,700</u> 円		学識経験者	日額 <u>21,000</u> 円
情報公	会長	日額 <u>25,500</u>			

開・個人 情報保護 審査会		円			
	学識経験 者	日額 21,700 円			
略		略	略	略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表介護保険苦情相談調整会議の項、情報公開・個人情報保護運営審議会の項及び行政不服審査会の項の規定は、令和5年4月1日以後に従事する職務に係る報酬について適用し、同日前に従事した職務に係る報酬については、なお従前の例による。